

契約について 知っていますか？

Q1 契約はどれでしょう？

1

スーパーで
大根を買う

2

病院で
診察してもらう

3

美容院で
髪を切ってもらう

4

友達と映画に行く
約束をする

Q2 契約はいつ成立するでしょう？

1



1 買います
(申し込んだとき)

2



2 ありがとうございます
(承諾したとき)

3



3 お金を払って商品を受け取ったとき

4



4 印鑑を押したとき

契約は、売り手と買い手お互いが「この商品(サービス)を〇〇円で取り引きする」と合意すれば**口約束でも成立します**。契約に違反した場合、法的な責任を取らなければなりません。

商品の受け渡しが行われなかった場合や高額なときは、契約内容を確認するために契約書を作成することもあります。いったん契約するとお互いに義務と権利が発生し、一方的に契約をやめることはできません。

契約が成立していても契約時に

- ・ウソを言われた
- ・絶対損しないと言われた
- ・営業員が帰ってくれなかった(帰してくれなかった)
- ・不安をおおられた

…などの場合は契約を取り消せることがあります。

クイズの答：Q1. ①②③ Q2. ②

・商品(サービス)を渡す義務
・お金を受けとる権利



・お金を払う義務
・商品(サービス)を受け取る権利

12 つくる責任
つかう責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

